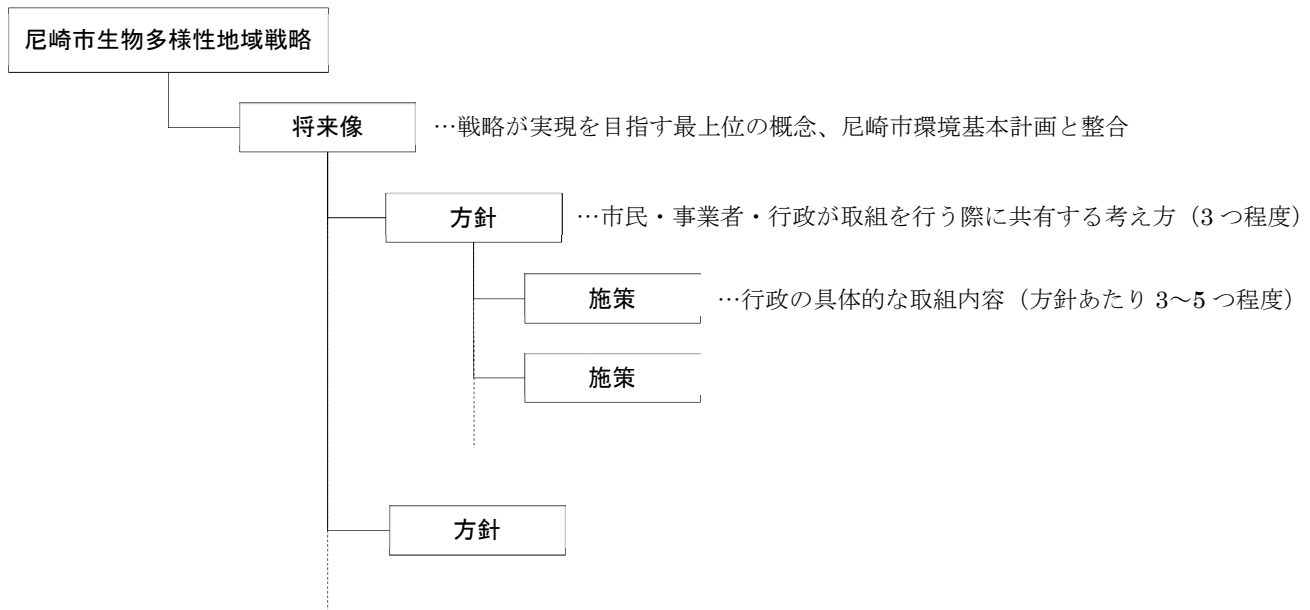


将来像・方針・施策について

1 戦略の体系

- ・戦略が複雑にならないよう実現を目指す最上位の概念を「将来像」、市民・事業者・行政が取組を行う際に共有する考え方を「方針」、行政の具体的な取組内容を「施策」とする3層の構造とします。
- ・「将来像」の実現の状況については「数値目標」を設定し、把握するほか、数値目標の達成に向けた取組状況については「指標」を設定し、把握することとします。



2 戦略の内容

(1) 検討の方向性

- ・本市は都市化が進んでおり、生物の生息・生育環境については人為的な影響を受けているほか、自然に親しむ機会も限られていることから、自然に関する感性を育みにくい状況にあると考えられます。また、生物多様性という概念は一般的に馴染みがなく、普及しているとは言えないことから、身近な切り口からその理解・関心を醸成しつつ、「都市」という本市の特性を踏まえながら検討することとします。
- ・生物調査の結果の総合的な取りまとめ結果が終わっていないことや尼崎市環境基本計画の改定作業の一環として市民・事業者アンケートを11月下旬に実施することとなっているため、考え方に変更が生じる可能性があります。

(2) 将来像 (案)

四季を実感できるまち あまがさき

- ・生物多様性を保全することは、多様な生物がみられるよう生物の生息・生育環境を守るという単純なものではなく、このような状況を維持することで、食料や医薬品などの原料、木材などの資源の供給、大気・水質の浄化、花見や祭事などの文化の伝承なども含め広い意味で「自然からの恩恵」を安定的に享受できるようにするための取組と捉えることができます。
- ・生物多様性を保全することは市民生活だけでなく、事業活動にも必要不可欠であるにも関わらず、その概念が難しく広く普及しているとは言えない状況であるため、将来像を市民・事業者と共有するためには身近な言葉に置き換えるなどの対応が必要と考えられます。
- ・花見や作物の収穫、虫の鳴き声、川遊びなどを風物詩として楽しめるのは、生物多様性が適切に保全され、動植物が季節の移ろいに応じて様々な反応・活動をしているためであることから、「四季を実感できるまち あまがさき」を目指す将来像と位置付け、その実現を目指して取組を行うこととします。

(3) 方針・施策 (案)

方針1 生物多様性を知り、持続可能な利用をします

- ・生物多様性の概念やこれに関する動向などについては、市民には身近でないため、わかりやすく伝えていくことが必要である。
- ・生物多様性への影響を回避・低減しながら利用するためには、生物多様性の理解・関心が必要不可欠であり関係性が高いため、1つの方針にまとめることとする。

施策ア 生物多様性や身近な生物に関する理解・関心の醸成

- ・環境学習・教育、市民参加型の生物調査の実施、自然に触れあえる場所の整備・機会の提供、森林環境譲与税を活用した啓発、食文化、伝統野菜、漁業

施策イ 生物多様性に配慮した市民生活・事業活動の普及

- ・ペットの飼育、園芸種の扱い、カラス対策、環境ラベルの表示のある商品の購入
- ・環境に配慮した原材料の調達

施策ウ 生物多様性の保全・回復に関する取組の支援

- ・環境保全活動の支援

施策エ 農地の保全・活用

- ・ブランド化、営農環境の支援、地産地消、伝統野菜、農地の防災・減災への活用

施策オ 自然・生態系を利用した社会課題の解決

- ・グリーンインフラ・Eco-DRR (治水)、SDGs、地域の活性化・地域おこし、ヒートアイランド、暑熱対策 (緑陰)

施策カ 生物多様性に関する情報の蓄積・利活用

- ・定期的な生物調査の実施、外来種・重要種の情報発信 (レッドリスト・ブラックリスト)

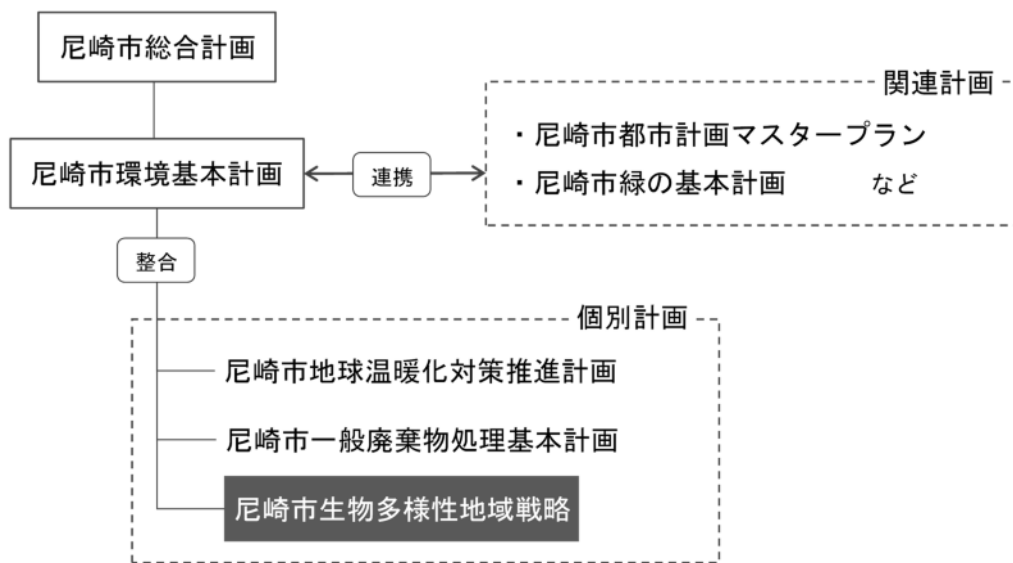
方針 2 古くからの自然環境を大切にします	
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を構成する生態系・種・遺伝子は、消失してしまうと復元することは極めて困難であるほか、長い歴史を踏まえて成立しているもので、損失を与えることは倫理的にも許されるものではない。 ・そのため、古くからの地域に固有の自然環境を適切に保全、または回復させるための取組が必要となる。 	
施策ア 重要な自然環境の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指定（重点的なエリアの設定、拠点となるエリアのゾーニング）、地域に特徴的な自然環境の保全
施策イ 外来種・重要種への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・農林水産業・生態系に被害を及ぼす可能性のある外来種の防除、重要種の保全体制
施策ウ 地域性苗木の生産・活用についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎の森中央緑地での取組を参考に地域性苗木の生産・活用体制について検討

方針 3 生物の生息・生育場所を保全・創出します	
<ul style="list-style-type: none"> ・古くからの自然環境を保全するだけでは、外界からの圧力に脆弱となるため、生物の生息・生育に適した緑地・水辺の保全・創出や緑地・水辺同士をネットワーク化していくことが必要となる。 ・都市化が進んでいる本市においては新たに大規模な緑地を整備することは困難であると考えられ、既存の緑地・水辺の質の改善、開発時などの機会を捉え、緑地を整備していくことが求められる。 	
施策ア 生物の生息・生育に配慮した緑地・河川水辺の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションなど緑地・河川水辺の利便性からの維持管理ではなく、生物の生息・生育場所としての機能をもてるような維持管理
施策イ 緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における緑化、緑化を行う際の推奨樹種の整理
施策ウ 緑地・河川水辺のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・生息・生育環境の拠点となっている場所、市外から生物の流入が見込める場所などを緑でつなぐ
施策エ 生物多様性に配慮した開発	<ul style="list-style-type: none"> ・開発緑地の質の向上、緑化を行う際の推奨樹種の整理、環境影響評価手続きに基づく動植物への配慮

【参考】尼崎市生物多様性地域戦略について（第1回戦略策定部会で報告済み）

1 位置付け

- ・尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現することを目的としている環境基本計画のうち生物多様性や生態系の保全などに取り組むうえで必要な事項を示す個別計画として策定します。
- ・生物多様性基本法第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）として策定します。
- ・なお、今後の環境政策のよりどころとできるよう望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性については同時期に策定する環境基本計画に委ねることとし、具体性の高い内容について示すこととします。



※ 尼崎市生物多様性地域戦略の策定と尼崎市環境基本計画の改定については同時期に行うこととしています。

2 計画期間

- ・計画・戦略ともに令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 戦略の策定にあたっての視点

(1) 過去からの自然環境の保全

- ・河川や河畔林、社寺林など過去から存在している自然については、過去の自然の様子を把握する手がかりになるなど、尼崎市の自然の基本的な要素となるものであり、保全していく必要があります。

(2) 既存の緑地・水辺の改善

- ・人間の活動によって維持・管理されている場所として、公園や水辺、田畑などがあり、このような環境についても生物の生息・生育環境として捉えていく必要があります。

(3) 開発時における生物多様性への配慮

- ・自然の少ない尼崎市であっても開発は今後も行われると考えられ、開発が行われる場合にはその場所にある自然的要素を活かすとともに、開発時に設けられる緑地の質を高めていくなどの仕組みを検討します。

(4) 生物多様性の理解の醸成・持続可能な利用

- ・生物多様性を保全する必要性などを認識してもらうために、生物多様性の概念や恩恵をわかりやすく周知・啓発するとともに、恩恵を持続的に享受していくために必要な施策について検討していきます。

4 進捗管理

- ・毎年度の取組について把握・取りまとめを行い「環境基本計画年次報告書」として公表することとします。
- ・中間見直し（5年目）・改定（10年目）のタイミングで環境に関する取組状況や基礎データの傾向などを整理、評価したうえで、尼崎市環境審議会に報告し、環境政策の方向性などについて意見・助言を受けることとします。